

「M i n a m i こども教室」実行委員会 規約

(1) 名称

- ① 本事業の名称は「M i n a m i こども教室」と称する。
- ② 本会は「Minami こども教室実行委員会」と称する。

(2) 目的

- ① 大阪市立南小学校（中央区）、大阪市立南中学校（中央区）など中央区内の小中学校に通う地域の外国にルーツのある子どもたちの補充学習と、子どもたちの支えあう関係づくりに資する活動を行う。
- ② 子どもへの支援活動を基盤にしながら、外国人家庭の自立のために必要な情報提供や社会資源の活用の機会拡大に努める。
- ③ 地域の多文化共生の取り組みをすすめ、誰もが差別されず、のびやかに暮らしている社会づくりの一助とする。

(3) 事業主体

- ① 本教室を実施し、統括する事業主体者を「M i n a m i こども教室実行委員会」とする。※構成団体は別紙
- ② 事業委員会への新規参加は実行委員会の了承を経て可能とし、構成団体が退会を申し出る場合はその理由を述べた上で可能とする。

(4) 運営

- ① 本実行委員会を統括する委員長を一人置くこととする。
- ② 本実行委員会の委員長を補佐する副委員長を若干名置くこととする。
- ③ また監事を置くこととする。
- ④ 事業を助言する相談士を置くことができる。
- ⑤ 本実行委員会は、定例で開催されることとし、必要に応じて臨時の開催も可能とする。実行委員会の招集は実行委員長のほか、実行委員 3 分の 1 の要請があれば開催されなければならない。
- ⑥ 本実行委員会の意思決定は、定例で開催される会議において実行委員会の総意を持って決定されることとする。
- ⑦ 規約、事業計画、監事、運営役員については定例会議で優先的に決定することとする。
- ⑧ 実行委員会の運営役員の任期は 1 年とし、重任は可能とする。
- ⑨ 日常的な実務事項のうちで、緊急を要するものは運営役員によって決定できることとするが、その場合においても定例会議で事後承認を得なければならない。

(5) 活動場所

- ① 教室の実施場所は、中央区子ども・子育てプラザとする。ただし、状況に応じて大阪市立南小学校会議室、その他の公共施設などで実施することもできる。

(6) 事務局

- ① 本実行委員会の事務局を、特定非営利活動法人コリア NGO センター（住所：大阪市生野区桃谷 3-1-21）に置く。

(7) 会計

- ① 本委員会の会計からの収入、支出は定例会議に報告されなければならない。
- ② 本委員会からの支出に関わる指針は別途定めることとする。
- ③ 本委員会の会計年度は4月1日から3月31日とし、当初の開始年度は事業開始日からその年度末までとする。

(8) 監査

- ① 実行委員会が定める期間ごとに監事による監査を受けることとする。
- ② また監事が必要と判断する場合、事務局業務に対して監査することができる。
- ③ 監事が実行委員会に監査結果を報告し、運営の是正を勧告することができる。

(9) その他

- ① ここに掲げられていない事項については定例会議によって決定することができる。

本規約は2013年9月1日より効力を発するものとする。

規約改定2017年3月14日

規約改定2017年4月4日

規約改定2018年4月14日